

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

総務省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
情報通信研究機構	事務及び事業の見直し 【研究開発業務】 ○情報通信政策において情報通信研究機構に担わせるべきものを明らかにすることにより、情報通信研究機構として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。	・情報通信審議会より本年6月に答申された「UNS研究開発戦略プログラムⅡ」に基づき、情報通信分野において研究開発を重点的に推進していくべき3つの領域、11の研究開発分野を限定し、その中において独法(機構)に担わせるべき研究開発課題を選定するとともに、独法(機構)、大学、民間企業等の役割分担を明確にした。	◎	平成20年6月
	【民間基盤技術研究促進業務】 ○繰越欠損金の改善が見られるまでの間は、新規採択を抑制することとし、次期中期目標期間終了時まで、廃止を含めた検討を行う。	・平成20年度からこれまでの一般型とベンチャー型を一本化し、制度の小規模化を図るとともに収益性を向上させるための評価基準の見直しを行ったところ。 ・繰越欠損金の改善が見られるまでの間は新規採択を抑制しつつ、次期中期目標期間終了時まで、廃止を含めた検討を行う。	○	次期中期目標期間終了時まで
	【債務保証業務】 ○放送のデジタル化、ブロードバンド整備の進捗状況や業務実績等を勘案し、平成22年度末までに、業務を継続させる必要性について検討する。その結果を踏まえ、債務保証業務等を実施するために設置された基金の規模について、適正なものとなるよう見直しを行う。	・これまで、総合通信局や全国銀行協会等を通じた周知活動等により、債務保証の申請に関する複数の問い合わせがあったところ。今後とも本件動向や放送のデジタル化、ブロードバンド整備の進捗状況や業務実績等を踏まえ、次期中期目標期間終了時の平成22年度末までに業務継続の必要性について検討を行う。 ※ 総合通信局は総務省の地方支分部局	○	平成23年3月
	【利子補給業務】 ○「政策金融改革に係る制度設計」(平成18年6月27日政策金融改革推進本部決定・行政改革推進本部決定)に基づき、株式会社日本政策投資銀行の活用にあたっては、他の民間金融機関とのイコールフットイングを確保する。	・指定金融機関を民間金融機関一般に拡充するための告示の見直し案について、平成20年8月に意見募集を実施、10月1日施行予定。	○	平成20年10月
	【無線機器の型式検定業務】 ○総務省が実施する一般競争入札において民間事業者が応じた場合には、当該民間事業者の継続的な受託能力の状況等を踏まえ、次年度以降の情報通信研究機構の入札への参加の取りやめについて検討を行う。	・平成20年度調達時点(平成20年2月)では、総務省が実施する無線機器の型式検定の試験業務に係る一般競争入札には、情報通信研究機構のみが応札している。	-	未定
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○適正かつ機動的な人員配置の実施、アウトソーシングの一層の推進等を通じて、全職員数に対する管理部門の比率の低減を図る。	・平成18年度に組織と人員配置の全面的な見直しを実施し、管理部門を効率化。 ・平成19年度における全職員数に対する管理部門の比率は約14%まで低減。(平成17年度末における同比率約19%)。	◎	平成20年3月
	【支部・事業所等の見直し】 ○地方拠点について、平成22年度末までに、更なる廃止・集約化を検討する。また、つくばリサーチセンターの必要性について見直しを行い、その結果、廃止が適当との結論に至った場合には、可能な限り早期に売却等の処分を行う。	・平成19年度に地方拠点6拠点を廃止。 ・つくばリサーチセンターは必要性について見直しを行った結果、地元自治体等と共同研究を行う施設として引き続き活用することが適当との結論を得た。	◎	平成20年3月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

総務省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
情報通信研究機構	○海外拠点について、平成22年度末までに、タイ自然言語ラボラトリー及びシンガポール無線通信ラボラトリーについて見直し、廃止・集約化を検討する。	・総務省独立行政法人評価委員会における機構の平成19年度業務実績評価において、タイ自然言語ラボラトリー及びシンガポール無線通信ラボラトリーの見直しを評価した結果、所期の目的を達成するために引き続き事業を行うことが必要との評価結果が得られた。	○	平成23年3月
	運営の効率化及び自律化			
	【情報公開】 ○研究課題を取り巻くニーズの反映のため、事前、中間及び事後の各段階において、外部の有識者等の意見も踏まえた研究の評価を行う。	・平成18年度に外部有識者によるピアレビューと機構幹部によるヒアリングを組み合わせた内部評価システムを整備。 ・同内部評価システムにより事前、中間及び事後の各段階における研究の評価を実施している。	◎	平成19年3月 (今後も継続的に実施)
	○上記の評価結果を公表し、国民への説明責任を果たすとともに、実施している研究の必要性、成果等について、研究成果による市場効果など、国民に分かりやすい形で示す。	・上記の外部有識者による評価結果については公表している。 ・毎年一回、全研究拠点の一般公開を行い、実施している研究の必要性、成果等について一般の人に分かりやすい形で示している。 ・平成19年10月に講演会、成果展示、技術シーズ説明会の3つを統合した「NICTスーパーイベント」を機構史上最大のイベントとして開催した。	◎	平成19年3月 (今後も継続的に実施)
【自己収入の増大】 ○平成22年度末までに民間企業等からの共同研究資金を平成17年度実績よりも2割以上増額させる。	・平成18年度に民間企業等からの研究資金の受け入れを円滑に行えるよう内部の制度の見直しを行った。 ・平成19年度における民間企業等からの共同研究資金は平成17年度実績よりも8%減少した。	○	平成23年3月	
統計センター	事務及び事業の見直し			
	【官民競争入札等の適用】 ○大規模周期調査の符号格付業務について、官民競争入札等の導入などの民間開放等を積極的に推進する。	・平成21年に実施される大規模周期調査(全国消費実態調査等)から符号格付業務について民間開放を実施予定。 ・このための経費を平成21年度概算要求に計上。	○	平成21年度中
	【受託製表業務】 ○本来統計センターが担うこととされている国勢の基本に関する統計調査の製表業務を圧迫しない範囲内で受託製表業務を実施する。その際、コスト管理を徹底するものとする。	・国勢の基本に関する統計調査の製表業務を圧迫しない範囲内で受託製表業務(平成20年度においては、26調査の集計)を実施。 ・その際、工程別の要員見積りを精緻化し、コスト管理を徹底。	◎	平成20年4月
	【製表等の技術研究業務】 ○符号格付業務の自動化の研究及び未回答事項の機械的な補完方法の研究に重点化する。その際、できる限り具体的なかつ定量的な研究成果の目標等を設定し、その達成度の評価に基づき着実な技術研究の遂行を図る。	・市区町村コードのオートコーディングのアルゴリズムの研究結果について、自動格付率を目標として設定し、平成20年住宅・土地統計調査へ適用する予定。 ・このほか、平成21年実施の経済センサス基礎調査及び全国消費実態調査並びに平成22年国勢調査について、調査票の記入内容を自動的に統計分類符号に格付を行うオートコーディングシステムの実用化に向けた技術の研究・開発を実施。 ・また、統計調査データの品質を高めるため、国勢調査の調査票データを用いて製表におけるデータ処理方法を調査し、エディティング及び補完方法について効果的な手法の研究を実施。	○	平成21年度中 (国勢調査については、22年度以降)
	組織の見直し			
	【非公務員化】 ○統計法(平成19年法律第53号)の全面施行に合わせ、平成21年度に非公務員化する。	・独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案を第169回国会に提出。衆議院総務委員会で審議が行われた後、継続審議。	○	平成21年4月
運営の効率化及び自律化				
【業務運営体制の整備】 ○各調査別・各工程別(受付、符号格付等)に業務量・コストの現状を把握・分析するとともに、当該分析を踏まえた経費・要員の具体的な効率化に係る数値目標を設定することにより、統計データの品質確保を図りつつ、徹底したスリム化・低コスト化を推進する。	・業務量・コストの現状を把握・分析し、当該分析を踏まえ、数値目標を設定した中期目標、中期計画を策定。 ・引き続き、業務量・コストの現状を把握・分析する体制を整備し、徹底したスリム化・低コスト化を推進。	◎	平成20年2月	

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

総務省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
平和祈念事業 特別基金	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【国への円滑な移行等】 ○平成22年9月30日までの法人廃止までの間、現行の各事業について着実かつ効率的・効果的な実施を図るとともに、資料等の記録・保存等の事業について国への円滑な移行等のための準備作業を適切に進める。</p>	<p>現行の各事業については、第1期中期目標期間(平成15年10月～平成20年3月)において目標を概ね達成しているところ、引き続き20年度以降も、平成20年3月末に策定した中期計画に基づき、事業の着実かつ効率的・効果的な実施を図っていききたい。</p> <p>資料等の記録・保存等の事業の国への円滑な移行等のための準備作業については、総務省において、「平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会」を平成20年4月に発足させ、記録・保存等の在り方について検討するとともに、基金においても、同月、資料整備等検討委員会を設置し、移行等のための準備作業に関する検討を行っているところ。</p>	○	平成22年9月